



innoventier弁護士法人 イノベンティア

企業法務相談室

（第43回）

かんだ たけし
雄
弁護士 神田

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2006年に弁護士登録、ユアサハラ法律特許事務所に勤務。2009年から2010年には特許庁工業所有権制度改正審議室にて法制専門官として勤務。2011年に南カリフォルニア大学ロースクール修了(LL.M.)及びロサンゼルスの法律事務所にて企画修業をクライアントとし、知的財産法務、契約法務、国際取引法務、労働法務、ベンチャーファンド法務などに携わる。

や社内規程にはテレワークに関する定めがありません。テレワークには一定のメリットがあると考えていますが、今後もテレワークを継続するにあたり、どのような点に気を付けたらよいのでしょうか。

テレワークの導入について

今回の相談

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークを行っている企業が増えていました。当社でも緊急の措置として在宅勤務を一部で開始しましたが、法的に必要な手順や要件を備えられているのかについては、十分確認できていません。例えば、当社の就業規則

（自宅で勤務を行う形態）、モバイル勤務（例えばカフェなど、労働者が選択した場所で勤務を行う形態）、及びサテライトオフィス勤務（従来勤務地とされていたオフィスと異なる場所に設けられたオフィスで勤務を行う形態）に分けられます。本稿では、主として在宅勤務を念頭において、以下、テレワークといいう呼称を使用します。

就業規則変更の必要性

テレワークに関して就業規則その他の社内規程に定めがないからといって、テレワークの導入が必ずしもできないわけではありません。テレワークによってまず変わるのは就業の場所です。就業の場所は、通常、就業規則において具体的に定められている事項ではありません。よって、テレワークにあたって就業の場所の変更があるとしても、そのために就業規則の変更が必要となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のように有事かつ緊急の場合、就業規則の変更手続を履践している余裕もないことがあります。このような場合に、臨時の措置とされた労働条件の変更を伴うこともあります。このような場合に、労働条件の変更が必須となります。始業・終業の時刻や労働時間、賃金、費用負担など、就業の場所以外の就業規則で定められた労働条件の変更を伴うこともあります。そこで、テレワークの導入は、就業規則の変更が必要となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のように有事かつ緊急の場合、就業規則の変更手続を履践している余裕もないことがあります。このように、就業規則の変更を経ずに個別の合意によってテレワークを開始させても、大きな問題はないと考えられます。労働者にとって特段の不利益があるとは考えにくいかどうです。個別の合意を行う方法としても、文書を取り交わすことなどをしにくい状況でしそうから、労働者へテレワーク導入の趣旨や制度を周知したうえ、メールやチャットツールなどの形で合意形成しておくことでもよいと考えます。

社内制度や規程の整備

新型コロナウイルス感染症の流行等の有事の際の緊急の措置というだけでなく、その後もテレワークという勤務形態を継続させるのでしたら、やはりそのための社内制度や規程の整備は行うべきです。テレワークの導入にあたっては、就業場所に加え、始業・終業の時刻の変更、裁量労働制やフレックスタイム制などの労働時間制度の導入、テレワークのための手当の創設や通信費・光熱費の負担等の制度変更があります。また、テレワークの実態に沿った服務規律等も定めたほうがよいでしょう。

この整備にあたっては就業規則を変更する方法もあります。しかし、新たに盛り込む事項が多岐にわたる場合は、就業規則に委任規定（テレワーク勤務についてはテレワーク規程の定めによるものとする、といった規定）を設けたうえで、就業規則とは別にテレワーク規程を制定するほうがよいと思われます。その際、定めるべき事項は、会社がテレワークを命じる旨、テレワークの対象者、テレワーク中の服務規律、労働時間・休憩時間等に関する規律（業務開始・終了等の報告ルール、遅刻・早退等に関するルールなど）、時間外・休日労働に関する規律（残業申請ルールなど）、テレワークにあたっての手当や費用負担に関する規律などが考えられます。

労働時間の管理は、テレワークの場合どのようにすればよいのでしょうか。まず前提として、テレワークの場合も使用者は労働時間の把握を行う必要があります。使用者が労働時間の把握を行うための方法としては、電子メールやチャットツールを使

用した労働者からの連絡という方法を取ることが可能です。労働者から、これから始業する、休憩に入る、終業するなどの報告してもらうということです。現状、企業においてはこの方法が広く採用されているものと思われます。

また、適宜の勤怠管理ツールを利用することも可能です。現状、この方法も広まりつつあると思われます。あると想われる現状、企業においてはこの原則的な形態以外の労働時間制度も用意しています。例えば、事業場外労働のみなし時間制（労働基準法三八条の二）、裁量労働制（同法三八条の三及び三八条の四）、フレックスタイム制（同法三八条の三）などです。

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

情報管理

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

テレワークでは会社のオフィス以外の場所から業務に従事するため、業務上の情報に何よりも抜け時間の要請も含む。に即してより適した労働時間制度への変更も検討に値するでしょう。

一日の勤務の始業時刻と終業時刻を固定的に定めてそれらを基準に労働時間を管理する労働時間制度です。もつとも、労働基準法はこの原則的な形態以外の労働時間制度も用意しています。例えば、事業場外労働のみなし時間制（労働基準法三八条の二）、裁量労働制（同法三八条の三及び三八条の四）、フレックスタイム制（同法三八条の三）などです。

テレワーク開始前に固定的な労働時間制度を採用していた場合、新型コロナウイルス感染症対応でテレワークを開始したからといって、その労働時間制度を急遽変更するべきではないでしょう。慣れない労働時間制度を通常でない環境下で始めることは、労使双方にとって支障が生じる可能性が高いからです。これに対し、有事の際の緊急の措置というだけでなく、その後もテレワークという勤務形態を継続させるのでしたら、始業・終業時間制、裁量労働制、フレックスタイム制など、実情（テレワークにおける労働者のいわ

1 総務省「テレワークセキュリティガイドライン 第四版」（二〇一八年四月）